速報　ＪＲ総連緊急対策本部情報
ＪＲ総連 東北地方太平洋沖地震 緊急対策本部情報
2011年３月22日
19：00発行　№15
発行：全日本鉄道労働組合総連合会

頑張ろう！被災者のみなさん。

被災者支援カンパにご協力を！

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。東北地方太平洋沖地震では、ＪＲ東労組とＪＲ貨物労組などの多くの組合員・家族が被災しました。すでに両労組は支援カンパを取り組んでいます。ＪＲ総連はそれ以外の単組で「東北地方太平洋沖地震被災者支援カンパ」を取り組みます。ご協力をお願いします。

期　間：2011年４月20日まで
振込先：中央労働金庫 目黒支店（普通）　1001031
口座名：全日本鉄道労働組合総連合会

総合共済がバックアップ

【事務連絡12、13号(概要)】

東北地方太平洋沖地震に対する総合共済の給付について

ＪＲ総連は、関係単組と連携しつつ組合員及び家族の安否状況、被災状況の把握、及び救援の取り組みに全力で取り組んでいます。すでに全壊をはじめ、何件かの報告が届いています。

今回の地震被害での総合共済の給付申請は、ＪＲ総連事務連絡第12、13号でお知らせのとおり簡素化しています。ＪＲ総連の総合共済は、被災者の皆さんを全面的にバックアップします。

１．給付は、４月１日から一部変更を決定していますが、今回の地震・津波災害については旧来の規則・細則が適用されます。

２．今回の被災に限り、次の書類を提出していただければ結構です。
①『総合共済給付申請書兼証明書』
②『住宅災害事故調査報告書』（各級機関役員への聞き取りで可）
③ 公的機関が発行する『罹災証明書』
※『罹災証明書(または「被災証明書」「被害証明書」)』は被害の程度が明記されているもので、取得は市区町村の役所にお問い合わせください。
※『罹災証明』等の取得が困難な地域は、各級機関役員の『各級機関の証明による罹災証明書』をもって罹災証明とします。
④「全壊・流・滅失」「半壊・流・滅失」「一部損壊・流・滅失」の共済事由に至らず、『罹災証明』のとれない「２万円以上」または「１万円以上」の被害は、『領収書』または『見積書(後日領収書の提出は不要)』

３．今回の地震での給付申請は、他の給付申請と区別するため、『総合共済給付申請書兼証明書』『弔電処理簿』『全焼・全壊のお知らせ』の余白に「㊩」と記入してください。

４．全労済の共済金等の取り扱いは、全労済の各都道府県関係部署及び担当者に問い合わせて下さい。